



# 鳥取県公報

平成18年 5月26日(金)  
号外第93号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (62) (指導管理室) ..... 2
	違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則 (63) (警察本部交通指導課) ..... 4
<b>公安規則</b>	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の 一部を改正する規則 (5) (地域課) ..... 5

———公布された規則のあらまし———

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

総合事務所の生活環境局及び福祉保健局における手数料等の収納事務を円滑に行うため、総合事務所の分任出納員に委任させる事務について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる総合事務所の分任出納員に委任させる事務に、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を加える。

東部総合事務所 西部総合事務所	ア 衛生検査及び試験並びにこれらに関する証明書の交付に係る手数料の収納に関する事務 イ 野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務
東部総合事務所 中部総合事務所 西部総合事務所 日野総合事務所	生活保護費の徴収金の収納に関する事務
東部総合事務所 中部総合事務所 西部総合事務所	県営住宅の駐車場の使用料の収納に関する事務

(2) 東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の分任出納員に委任させる事務のうち、老人保護措置費の負担金の一部の収納に関する事務を削る。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布の日とする。

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

道路交通法 (以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 違法駐車に対する措置として運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額について定めた規定中、当該額を定める根拠規定として引用している法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成18年 6月 1日とする。

## 規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第62号

## 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所福祉保健局を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、福祉企画課長の職にある者をもって充て、鳥取県東部総合事務所福祉保健局の分任出納員の任免の事務は、鳥取県東部総合事務所福祉保健局長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び<u>養育医療費</u>の負担金の一部の収納に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。鳥取県</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所福祉保健局を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、福祉企画課長の職にある者をもって充て、鳥取県東部総合事務所福祉保健局の分任出納員の任免の事務は、鳥取県東部総合事務所福祉保健局長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに生活保護費の返還金、母子福祉資金及び<u>寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、老人保護措置費、知的障害者措置費及び母子衛生費</u>の負担金の一部の収納に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。</p>

予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の規定の適用についても、また同様とする。

8 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県西部総合事務所福祉保健局を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、福祉企画課長の職にある者をもって充て、鳥取県西部総合事務所福祉保健局の分任出納員の任免の事務は、鳥取県西部総合事務所福祉保健局長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金の一部の収納に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。鳥取県予算規則の規定の適用についても、また同様とする。

9～11 略

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

略

2 分任出納員に委任させる事務

Table with 2 columns: 区分, 委任事務. Rows include 名古屋事務所, 東部総合事務所, 八頭総合事務所, 中部総合事務所 with detailed task descriptions.

鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の規定の適用についても、また同様とする。

8 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県西部総合事務所福祉保健局を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、福祉企画課長の職にある者をもって充て、鳥取県西部総合事務所福祉保健局の分任出納員の任免の事務は、鳥取県西部総合事務所福祉保健局長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに生活保護費の返還金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、老人保護措置費、知的障害者措置費及び母子衛生費の負担金の一部の収納に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。鳥取県予算規則の規定の適用についても、また同様とする。

9～11 略

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

略

2 分任出納員に委任させる事務

Table with 2 columns: 区分, 委任事務. Rows include 名古屋事務所, 東部総合事務所, 八頭総合事務所, 中部総合事務所 with detailed task descriptions.

<p>西部総合事務所</p>	<p>措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金の一部の収納に関する事務</p> <p>4 県営住宅の家賃、敷金及び駐車場に係る使用料並びに港湾施設に係る使用料の一部の収納に関する事務</p> <p>5 及び 6 略</p> <p>1 及び 2 略</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>児童相談所長の措置に係るものを除く。）、老人保護措置費、知的障害者措置費及び母子衛生費の負担金の一部の収納に関する事務</p> <p>4 県営住宅家賃及び敷金並びに港湾施設に係る使用料の一部の収納に関する事務</p> <p>5 及び 6 略</p> <p>1 及び 2 略</p>
<p>日野総合事務所</p>	<p>3 県営住宅の家賃、敷金及び駐車場に係る使用料並びに港湾施設に係る使用料の一部の収納に関する事務</p> <p>4 衛生検査及び試験並びにこれらに関する証明書の交付に係る手数料の収納に関する事務</p> <p>5 野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</p>	<p>日野総合事務所</p>	<p>3 県営住宅家賃及び敷金並びに港湾施設に係る使用料の一部の収納に関する事務</p>
<p>県税事務所～鳥取空港管理事務所</p>	<p>生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金の一部の収納に関する事務</p> <p>略</p>	<p>県税事務所～鳥取空港管理事務所</p>	<p>生活保護費の返還金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）、知的障害者措置費及び母子衛生費の負担金の一部の収納に関する事務</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第51条第15項</u>の規定により運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第51条第18項</u>の規定により運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成18年 6月 1日から施行する。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月26日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第 5 号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																								
<p>別表第 1（第 2 条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署</th> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>鳥取県 倉吉警 察署</td> <td>略 長瀬駐在 所</td> <td>東伯郡湯梨 浜町大字久 留</td> <td>東伯郡湯梨浜町 のうちはわい長 瀬の一部（県道 上浅津田後線以</td> </tr> </tbody> </table>	警察署	名 称	位 置	所 管 区	略				鳥取県 倉吉警 察署	略 長瀬駐在 所	東伯郡湯梨 浜町大字久 留	東伯郡湯梨浜町 のうちはわい長 瀬の一部（県道 上浅津田後線以	<p>別表第 1（第 2 条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署</th> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>鳥取県 倉吉警 察署</td> <td>略 長瀬駐在 所</td> <td>東伯郡湯梨 浜町大字久 留</td> <td>東伯郡湯梨浜町 のうち大字長瀬 （県道上浅津田 後線以北の区域</td> </tr> </tbody> </table>	警察署	名 称	位 置	所 管 区	略				鳥取県 倉吉警 察署	略 長瀬駐在 所	東伯郡湯梨 浜町大字久 留	東伯郡湯梨浜町 のうち大字長瀬 （県道上浅津田 後線以北の区域
警察署	名 称	位 置	所 管 区																						
略																									
鳥取県 倉吉警 察署	略 長瀬駐在 所	東伯郡湯梨 浜町大字久 留	東伯郡湯梨浜町 のうちはわい長 瀬の一部（県道 上浅津田後線以																						
警察署	名 称	位 置	所 管 区																						
略																									
鳥取県 倉吉警 察署	略 長瀬駐在 所	東伯郡湯梨 浜町大字久 留	東伯郡湯梨浜町 のうち大字長瀬 （県道上浅津田 後線以北の区域																						

		北の区域に限る。) 、大字久留、大字水、大字光吉、大字橋津、大字上橋津及び大字赤池			に限る。)、大字久留、大字水、大字光吉、大字橋津、大字上橋津及び大字赤池
浅津駐在所	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉	東伯郡湯梨浜町のうちわい長瀬の一部(県道上浅津田後線以北の区域を除く。)、大字田後、大字はわい温泉、大字上浅津、大字下浅津及び大字南谷	浅津駐在所	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉	東伯郡湯梨浜町のうち長瀬の一部(県道上浅津田後線以北の区域を除く。)、大字田後、大字はわい温泉、大字上浅津、大字下浅津及び大字南谷
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。